

# 業務及び財産の状況に関する説明書類

【2019年3月期】

この説明書は、金融商品取引法第46条の4の規定に基づき、全ての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するため作成したものです。

ひろぎん証券株式会社

## I. 当社の概況及び組織に関する事項

### 1. 商号

ひろぎん証券株式会社

### 2. 登録年月日（登録番号）

金融商品取引業 2007年11月12日（中国財務局長（金商）第20号）

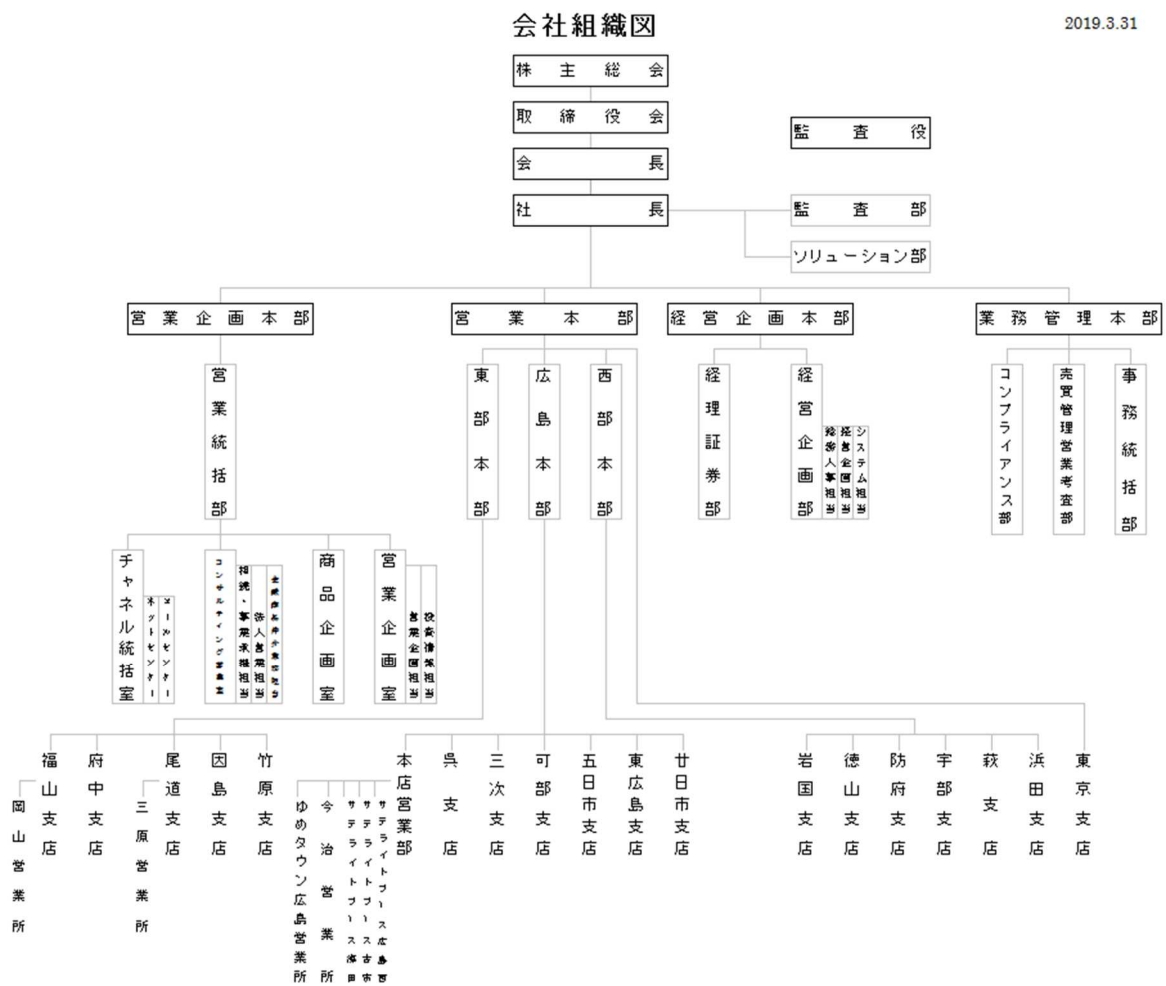
### 3. 沿革及び経営の組織

#### （1）会社の沿革

年 月	沿 革
2007年 7月	広島市中区において、ウツミ屋株式会社を設立 資本金 5,000 万円
2007年 11月	金融商品取引法に基づく金融商品取引業の登録
2008年 1月	ウツミ屋証券株式会社の会社分割により、金融商品取引業に関する業務（自己勘定で行うトレーディング業務等を除く）を承継し、第三者割当増資により資本金を61億円とする。
〃	ひろぎんウツミ屋証券株式会社に商号変更
〃	金融商品取引業務を開始
2008年 2月	本店営業部ゆめタウン広島出張所を開設
2008年 11月	廿日市支店を開設
2009年 1月	本店営業部ゆめタウン広島出張所を支店へ昇格
2010年 4月	投資相談ブース松山、投資相談ブース松江を開設
2010年 12月	長門支店を廃止
2013年 10月	ゆめタウン広島支店を本店営業部ゆめタウン広島出張所に変更
2014年 3月	投資相談ブース松江を廃止
2014年 5月	岡山支店を廃止し、福山支店投資相談ブース岡山出張所に変更
2014年 9月	投資相談ブース松山を廃止
2017年 3月	資本金を11億減少し、50億とする
2017年 6月	株式会社広島銀行の完全子会社化 ひろぎん証券株式会社に商号変更
2017年 12月	別府支店を廃止し、徳山支店に統合
2018年 1月	三原支店を廃止し、広島銀行三原支店内に尾道支店三原営業所を開設
2018年 3月	本店営業部サテライトブース広島西を、広島銀行広島西支店内に、 本店営業部サテライトブース古市を、広島銀行古市支店内に、 本店営業部サテライトブース海田を、広島銀行海田支店内に開設 宇部支店を、広島銀行宇部支店内に移転
2018年 5月	可部支店を、広島銀行可部支店内に、 呉支店を、広島銀行呉支店内に移転

2018年7月	府中支店を、広島銀行府中支店内に移転
2018年8月	広島銀行今治支店内に本店営業部今治営業所を開設
2018年10月	三次支店を、広島銀行十日市支店内に移転
2018年11月	岩国支店を、広島銀行岩国支店内に移転
2019年1月	福山支店を、広島銀行福山営業本部内に移転
2019年3月	東京支店を、広島銀行東京支店内に移転
2019年3月	浜田支店を廃止 ※2019年4月1日付で三次支店に併合しております。

(2) 経営の組織



4. 株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合

2019年3月31日現在

氏名又は名称		保有株式数(株)	割合(%)
1	株式会社広島銀行	1,000	100.00
計 1 名		1,000	100.00

5. 役員の名

2019年3月31日現在

役職名	氏名	代表権の有無	常勤・非常勤の別
取締役会長	竹内 万博	有	常勤
取締役社長	吉野 勇治	有	常勤
取締役副社長	神原 紳造	無	常勤
取締役常務執行役員	松浦 秀之介	無	常勤
取締役	荒木 裕三	無	非常勤
監査役	紀川 直也		常勤
監査役	尾木 朗		非常勤
計	7名		

取締役竹内万博氏は2018年6月28日付にて、代表取締役会長に就任いたしました。

取締役吉野勇治氏は2018年6月28日付にて、代表取締役社長に就任いたしました。

2018年6月28日開催の第11期定時株主総会において、松浦秀之介氏、荒木裕三氏が取締役、尾木朗氏が監査役に選任され、2018年6月28日付で就任いたしました。

取締役宮本清昭氏は2018年6月28日開催の第11期定時株主総会終結の時をもって任期満了により、退任いたしました。

監査役部谷俊雄氏は2018年6月28日付にて辞任いたしました。

6. 政令で定める使用人

金融商品取引業に関し、法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。）を遵守させるための指導に関する業務を統括する者の氏名

2019年3月31日現在

氏名	役職名
神原 紳造	取締役副社長 コンプライアンス部門管掌、業務管理本部長 内部管理統括責任者
片山 誠	コンプライアンス部長 内部管理統括補助責任者
藤原 謙治	売買管理営業考査部長 内部管理統括補助責任者

## 7. 業務の種別 (2019年3月31日現在)

### (1) 金融商品取引業

- ① 有価証券の売買、市場デリバティブ取引または外国市場デリバティブ取引
- ② 有価証券の売買、市場デリバティブ取引または外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎまたは代理
- ③ 取引所金融商品市場における有価証券の売買、市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎまたは代理、ならびに外国金融商品市場における有価証券の売買または外国市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎまたは代理
- ④ 有価証券の売出し
- ⑤ 有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い
- ⑥ 有価証券の引受け
- ⑦ 有価証券等管理業務

### (2) 金融商品取引業に付随する業務

- ① 公社債の払込金の受入れおよび元利金支払の代理業務
- ② 証券投資信託受益証券の収益金、償還金および一部解約金支払の代理業務
- ③ 有価証券に関する常任代理業務
- ④ 保護預り有価証券を担保として金銭を貸付ける業務
- ⑤ 株式事務の取次ぎ業務
- ⑥ その他第一種金融商品取引業に関連する業務
- ⑦ 保護預り、有価証券の貸借業務
- ⑧ その他前各号に付随する業務

8. 本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
本 店	広島県広島市中区立町2番30号
コールセンター	広島県広島市中区立町2番30号
本店営業部ゆめタウン広島営業所	広島県広島市南区皆実町二丁目8番17号
東 京 支 店	東京都中央区京橋二丁目7番19号 京橋イーストビル6F
福 山 支 店	広島県福山市霞町一丁目1番1号
府 中 支 店	広島県府中市府川町 335 番地の 1
尾 道 支 店	広島県尾道市土堂一丁目 11-17
因 島 支 店	広島県尾道市因島土生町塩浜 1894 番地の 10
竹 原 支 店	広島県竹原市中央一丁目 5 番 3 号
尾道支店三原営業所	広島県三原市城町一丁目 25 番 1 号
呉 支 店	広島県呉市本通三丁目 5 番 4 号
三 次 支 店	広島県三次市十日市中二丁目 13 番 26 号
可 部 支 店	広島県広島市安佐北区可部三丁目 20 番 21 号
五 日 市 支 店	広島県広島市佐伯区五日市七丁目 4 番 33 号
東 広 島 支 店	広島県東広島市西条昭和町 3 番 21 号
廿 日 市 支 店	広島県廿日市市新宮一丁目 9 番 34 号
福山支店岡山営業所	岡山県岡山市北区磨屋町1番3号
本店営業部サテライトブース広島西	広島県広島市西区井口明神一丁目17番4号
本店営業部サテライトブース古市	広島県広島市安佐南区古市三丁目1番2号
本店営業部サテライトブース海田	広島県安芸郡海田町窪町5-8
岩 国 支 店	山口県岩国市麻里布町二丁目 7 番 7 号
徳 山 支 店	山口県周南市平和通り二丁目 33 番
防 府 支 店	山口県防府市駅南町 4 番 1 号
宇 部 支 店	山口県宇部市常盤町一丁目 6 番 32 号
萩 支 店	山口県萩市吉田町 64 番地の 2
浜 田 支 店	島根県浜田市黒川町 4185 番地
本店営業部今治営業所	愛媛県今治市室屋町一丁目 1 番 13 号

新 設	本店営業部今治営業所 (2018 年 8 月 27 日付) 愛媛県今治市室屋町一丁目 1 番地の 13 (広島銀行 今治支店内)に新設しました。
移 転	可部支店 (2018 年 5 月 21 日付) 広島県広島市安佐北区可部三丁目 20 番 21 号(広島銀行 可部支店内)に移転しました。  呉支店 (2018 年 5 月 28 日付)

	<p>広島県呉市本通三丁目 5 番 4 号(広島銀行 呉支店内)に移転しました。</p> <p>府中支店 (2018 年 7 月 17 日付)          広島県府中市府川町 335 番地の 1(広島銀行 府中支店内)に移転しました。</p> <p>三次支店 (2018 年 10 月 22 日付)          広島県三次市十日市中二丁目 13 番 26 号(広島銀行 十日市支店内)に移転しました。</p> <p>岩国支店 (2018 年 11 月 26 日付)          山口県岩国市麻里布町二丁目 7 番 7 号(広島銀行 岩国支店内)に移転しました。</p> <p>福山支店 (2019 年 1 月 21 日付)          広島県福山市霞町一丁目 1 番 1 号(広島銀行 福山営業本部内)に移転しました。</p> <p>東京支店 (2019 年 3 月 4 日付)          東京都中央区京橋二丁目 7 番 19 号 京橋イーストビル 6F(広島銀行 東京支店内)に移転しました。</p>
廃止	<p>浜田支店 (2019 年 3 月 31 日付)          2019 年 4 月 1 日付で三次支店に併合しております。</p>

## 9. 他に行っている事業の種類

- ① 保険業法第 2 条第 26 項に規定する保険募集に係る業務
- ② 顧客紹介業務
- ③ 信託契約代理業務
- ④ 銀行代理業務

## 10. 苦情処理及び紛争解決の体制

### (1) 苦情等の受付部署

#### ①顧客からの苦情等

コンプライアンス部（苦情等受付専門部署）及び本・支店

#### ②業務委託先からの委託業務に関する苦情等

委託業務を所管する部署

### (2) 苦情等対応及び紛争処理の統括部署

コンプライアンス部

### (3) その他（手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関）

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（F I N M A C）

## 11. 加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称

日本証券業協会

## 12. 会員又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号

該当ありません

## 13. 加入する投資者保護基金の名称

日本投資者保護基金



## II. 業務の状況に関する事項

### 1. 当期の業務の概要

当年度の日本経済は、国内企業の堅調さに基づき緩やかな回復基調で、世界経済も総じて緩やかな拡大基調でスタートしたものの、国内株式市場は、前半の方向感が定まらない膠着相場の後、10月には年初来高値の24,000円台前半まで上昇したものの、12月には19,000円割れまで下落しました。2019年に入ると緩やかな上昇基調を保ち21,205円81銭で期末を迎えました。

このような市場環境の中、当社は広島銀行との連携をさらに強化し、共同店舗化を進めました。より一層、仲介業務および事業法人向け営業、相続・贈与、事業承継のコンサルティング営業等に取り組むことにより、お客様の安定的な資産形成とお客様本位の業務運営等を推進してまいりました。

当事業年度の業績は、営業収益が52億93百万円（前期比△6.1%）、営業収益から金融費用を差し引いた純営業収益は51億53百万円（前期比△6.0%）となりました。また、販売費・一般管理費は43億52百万円（前期比△0.2%）となり、その結果、営業利益は8億1百万円（前期比△28.7%）、経常利益は8億15百万円（前期比△28.3%）、当期純利益は5億14百万円（前期比△23.8%）となりました。

主要な収益・費用等の概況は、以下のとおりです。

#### ① 受入手数料

受入手数料の合計は25億44百万円（前期比△33.6%）となりました。内訳は以下のとおりです。

#### イ. 委託手数料

当事業年度の株式委託売買高は、株数で2億92百万株（前期比△45.1%）、金額では2,986億67百万円（前期比△36.9%）となりました。この結果、株式委託手数料は14億11百万円（前期比△42.7%）となり、委託受入手数料の合計は14億55百万円（前期比△41.8%）となりました。

#### ロ. 引受・売出しの取扱手数料

当事業年度の株式引受・売出しの取扱いは、株数で107千株（前期比△70.1%）、金額では416百万円（前期比△50.5%）となりました。この結果、引受・売出しの取扱手数料は、22百万円（前期比△35.4%）となりました。

#### ハ. 募集・売出しの取扱手数料、その他の受入手数料

主に投資信託の販売手数料で構成される募集・売出しの取扱手数料は、4億73百万円（前期比△25.5%）となりました。また、投資信託の代行手数料が中心のその他の受入手数料は、5億92百万円（前期比△9.9%）となりました。

### 2. 業務の状況を示す指標

#### (1) 経営成績等の推移

(単位：百万円)

	2017年3月	2018年3月	2019年3月
資本金	5,000	5,000	5,000
発行済株式総数	2,500	1,000	1,000
営業収益	4,406	5,639	5,293

(受入手数料)	3,017	3,831	2,544
《委託手数料》	1,930	2,503	1,455
《引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料》	15	35	22
《募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料》	398	635	473
《その他の受入手数料》	673	657	592
(トレーディング損益)	803	1,341	2,280
《株券等》	△ 6	2	21
《債券等》	803	1,339	2,258
《その他》	—	—	—
純営業収益	4,122	5,484	5,153
経常利益	215	1,136	815
当期純利益	150	675	514

(注) 2017年6月1日付で、普通株式1,000株およびA種類株式500株を取得し、全株を消却しております。

(2) 有価証券引受・売買等の状況

- ① 有価証券の売買等の状況(市場デリバティブ取引を除く) 最近3事業年度における有価証券の売買等の状況(有価証券に関連する市場デリバティブ取引を除く)は、以下のとおりであります。

イ. 株券

(単位：百万円)

区 分	受 託	自 己	合 計
2017年3月期	379,987	—	379,987
2018年3月期	473,096	268	473,364
2019年3月期	298,666	2,254	300,920

ロ. 債券

(単位：百万円)

区 分	受 託	自 己	合 計
2017年3月期	—	53,965	53,965
2018年3月期	—	98,298	98,298
2019年3月期	—	120,041	120,042

ハ. 受益証券

(単位：百万円)

区 分	受 託	自 己	合 計
2017年3月期	10,466	—	10,466
2018年3月期	11,422	—	11,422
2019年3月期	12,091	—	12,091

ニ. その他

(単位：百万円)

区 分	受 託	自 己	合 計
2017年3月期	601	—	601
2018年3月期	1,000	—	1,000
2019年3月期	48,839	—	48,839

② 有価証券に関連する市場デリバティブ取引の状況

最近3事業年度における有価証券に関連する市場デリバティブ取引の状況は、以下のとおりであります。

イ. 株式に係る取引

(単位：百万円)

区 分	先 物 取 引		オプション取引		合 計
	受 託	自 己	受 託	自 己	
2017年3月期	2,801	—	16,569	—	19,370
2018年3月期	7,055	—	3,876	—	10,931
2019年3月期	30,980	—	7,251	—	38,231

ロ. 債券に係る取引

該当事項はありません。

- ③ 有価証券の引受け及び売出し並びに特定機関投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況

最近3事業年度における有価証券の引受け及び売出し並びに特定機関投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況は、以下のとおりであります。

(単位:百万円)

区 分	引受高	売出高	特定投資家向け売付け勧誘	募集の取扱高	売出しの取扱高	私募の取扱高	特定投資家向け売付け勧誘等の取扱額
2017年3月期	株 券	210	—	—	87	—	—
	国債証券	—	/	/	138	/	—
	地方債証券	705	/	/	—	—	—
	特殊債券	—	—	—	—	—	—
	社 債 券	674	—	—	8	27	617
	受益証券	/	/	/	144,514	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
2018年3月期	株 券	864	—	—	864	—	—
	国債証券	—	/	/	74	/	—
	地方債証券	660	/	/	660	—	—
	特殊債券	—	—	—	—	—	—
	社 債 券	170	—	—	170	5,507	36,342
	受益証券	/	/	/	183,383	—	3,100
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
2019年3月期	株 券	416	—	—	416	—	—
	国債証券	—	/	/	53	/	—
	地方債証券	660	/	/	660	—	—
	特殊債券	—	—	—	—	—	—
	社 債 券	294	—	—	934	8,441	33,083
	受益証券	/	/	/	148,093	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—

(3) その他業務の状況

①生命保険の募集に関する業務

(単位：百万円)

	2017年3月	2018年3月	2019年3月
受入手数料	26	39	54

②顧客紹介業務

(単位：百万円)

	2017年3月	2018年3月	2019年3月
受入手数料	0	1	0

③信託契約代理業務、銀行代理業務を行っていますが、いずれも収益が僅少なため、記載を省略させていただきます。

(4) 自己資本規制比率の状況

(単位：%、百万円)

区 分	2017年3月	2018年3月	2019年3月
基本的項目 (A)	14,096	9,384	9,642
補完的項目 (B)	43	41	39
その他有価証券評価差額金	0	0	0
金融商品取引責任準備金等	43	41	39
一般貸倒引当金	0	0	0
控除資産 (C)	615	572	535
固定化されていない自己資本 (A) + (B) - (C) (D)	13,525	8,853	9,146
リスク相当額合計 (E)	1,319	1,360	1,352
市場リスク相当額	47	2	1
取引先リスク額	357	404	323
基礎的リスク額	913	953	1,027
自己資本規制比率 (D) / (E) × 100	1,025.2	650.6	676.3

(注) 自己資本規制比率は金融商品取引法第46条の6第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」の定めにより決算数値をもとに算出したものであります。なお、2017年3月期の市場リスク相当額の月末平均額は、40百万円、月末最大額は144百万円、取引先リスク相当額の、月末平均額は341百万円、月末最大額は364百万円であります。

2018年3月期の市場リスク相当額の月末平均額は、27百万円、月末最大額は44百万円、取引先リスク相当額の、月末平均額は356百万円、月末最大額は404百万円であります。

2019年3月期の市場リスク相当額の月末平均額は、3百万円、月末最大額は7百万円、取引先リスク相当額の、月末平均額は501百万円、月末最大額は525百万円であります。

(5) 使用人の総数及び外務員の総数

(単位：名)

区 分	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
使 用 人	230	240	245
(うち証券外務員)	229	238	242

(注) うち外務員は、金融商品取引法第64条第1項の規定により、外務員登録原簿に登録している外務員です。

### Ⅲ. 財産の状況に関する事項

#### 1. 経理の状況

##### (1) 貸借対照表

(単位：百万円)

	2018年3月期 (2018年3月31日)	2019年3月期 (2019年3月31日)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	6,605	3,881
預託金	8,100	10,150
顧客分別金信託	8,100	10,150
その他の預託金	—	—
トレーディング商品	5	9
商品有価証券等	5	9
約定見返勘定	419	606
信用取引資産	13,177	9,197
信用取引貸付金	12,964	8,796
信用取引借証券担保金	213	400
立替金	2	0
顧客への立替金	2	0
その他の立替金	0	0
募集等払込金	0	0
支払差金勘定	9	9
短期貸付金	3	1
未収入金	10	100
未収収益	696	712
短期差入保証金	1,527	1,840
繰延税金資産	82	—
貸倒引当金	△ 0	△ 0
その他	82	32
流動資産計	30,744	26,571
固定資産		
有形固定資産	177	171
建物	116	120
器具・備品	57	48
土地	2	2
建設仮勘定	1	—
無形固定資産	143	79
ソフトウェア	126	62
借地権	0	0
電話加入権	16	16
投資その他の資産	226	253
投資有価証券	—	—
出資金	0	0
長期差入保証金	213	160
長期前払費用	0	0
繰延税金資産	—	88
その他の投資等	12	6
貸倒引当金	△ 0	△ 2
固定資産計	547	504
資産合計	31,291	27,075

(単位：百万円)

	2018年3月期 (2018年3月31日)	2019年3月期 (2019年3月31日)
(負債の部)		
流動負債		
信用取引負債	4,641	2,443
信用取引借入金	4,428	2,042
信用取引貸証券受入金	213	400
預り金	9,481	8,778
顧客からの預り金	8,628	8,276
その他の預り金	852	501
受入保証金	2,561	2,317
信用取引受入保証金	2,532	2,289
先物取引受入保証金	28	28
約定見返勘定	—	—
短期借入金	3,900	3,000
前受収益	2	3
未払金	118	32
未払費用	214	243
未払法人税等	361	81
賞与引当金	138	113
役員賞与引当金	—	3
その他	—	26
流動負債計	21,444	17,042
固定負債		
繰延税金負債	4	—
その他の固定負債	78	94
固定負債計	83	94
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	41	39
特別法上の準備金合計	41	39
負債合計	21,569	17,176
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	5,000	5,000
資本剰余金		
資本準備金	2,000	2,000
その他資本剰余金	50	50
資本剰余金合計	9,721	9,899
利益剰余金		
その他利益剰余金	2,671	2,849
繰越利益剰余金	2,671	2,849
利益剰余金合計	2,671	2,849
株主資本合計	9,721	9,899
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	—	—



評価・換算差額等合計	—	—
純資産合計	9,721	9,899
負債・純資産合計	31,291	27,075

## (2) 損益計算書

(単位：百万円)

	2018年3月期 (自 2017年4月1日) (至 2018年3月31日)	2019年3月期 (自 2018年4月1日) (至 2019年3月31日)
営業収益		
受入手数料	3,831	2,544
委託手数料	2,503	1,455
引受・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の手数料	35	22
募集・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の取扱手数料	635	473
その他の受入手数料	657	592
トレーディング損益	1,341	2,280
金融収益	425	414
その他の営業収益	40	54
営業収益計	5,639	5,293
金融費用	154	140
純営業収益	5,484	5,153
販売費・一般管理費		
取引関係費	1,282	1,200
人件費	1,762	1,870
不動産関係費	428	422
事務費	561	535
減価償却費	193	178
租税公課	79	77
貸倒引当金繰入	0	1
その他	51	64
販売費・一般管理費計	4,359	4,352
営業利益	1,124	801
営業外収益	17	16
営業外費用	5	3
経常利益	1,136	815
特別利益		
金融商品取引責任準備金戻入	—	1
特別利益計	—	1
特別損失		
固定資産除却損	23	21
商号変更費用	79	0
減損損失	30	31
その他	1	25
特別損失計	135	78
税引前当期純利益	1,000	738
法人税、住民税及び事業税	369	234
法人税等調整額	△ 44	△ 10
当期純利益	675	514

## (3) 株主資本等変動計算書

【2018年3月期】

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
2017年4月1日残高	5,000	2,000	5,100	7,100	—	—	2,146	2,146	—	14,246
当期変動額										—
剰余金の配当							△150	△150		△150
当期純利益							675	675		675
自己株式の取得									△5,050	△5,050
自己株式の消却			△5,050	△5,050					△5,050	0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)										—
当期変動額合計	—	—	△5,050	△5,050	—	—	525	525	—	△4,524
2018年3月31日残高	5,000	2,000	50	2,050	—	—	2,671	2,671	—	9,721

【2019年3月期】

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
2018年4月1日残高	5,000	2,000	50	2,050	—	—	2,671	2,671	—	9,721
当期変動額										—
剰余金の配当							△337	△337		△337
当期純利益							514	514		514
自己株式の取得										—
自己株式の消却										—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)										—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	177	177	—	177
2019年3月31日残高	5,000	2,000	50	2,050	—	—	2,849	2,849	—	9,899

重 要 な 会 計 方 針

2018年3月期	2019年3月期
<p>1. 所有有価証券の評価の方法</p> <p>(1) トレーディング商品に係わるもの 時価法</p> <p>(2) トレーディング商品以外の有価証券 その他の有価証券 時価のあるもの 時価法 なお、取得原価との評価差額は全部純資産直入法によっており、売却原価の算定は移動平均法によっております。 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>(3) リース取引(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産) リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>1. 所有有価証券の評価の方法</p> <p>(1) トレーディング商品に係わるもの 同左</p> <p>(2) トレーディング商品以外の有価証券 同左</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) リース取引(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産) 同左</p>

2018年3月期	2019年3月期
<p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については財務内容評価法により、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払に備えるため、当社所定の計算方法による支給見込額のうち当期帰属分を計上しております。</p> <p>4. 特別法上の準備金の計上基準 金融商品取引責任準備金 有価証券の売買、その他の取引等による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>5. 消費税の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理については、税抜き方式を採用しております。また、資産に係る控除対象外消費税等については、一括して「投資その他の資産(その他投資等)」として計上し、5年間で均等償却することとしております。</p>	<p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員の賞与の支払に備えるため、当社所定の計算方法による支給見込額のうち当期帰属分を計上しております。</p> <p>4. 特別法上の準備金の計上基準 金融商品取引責任準備金 同左</p> <p>5. 消費税の会計処理 同左</p>

(会計処理方法の変更)

2018年3月期	2019年3月期
<p>法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する事務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。これによる計算書類に与える影響は軽微であります。</p>	<p>同左</p>

(表示方法の変更)

2018年3月期	2019年3月期
	<p>(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」に伴う変更)</p> <p>「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。</p>

注 記 事 項

(貸借対照表関係)

2018年3月期	2019年3月期
<p>1. 有形固定資産より控除した減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">百万円</p> <p>    建物 71</p> <p>    器具・備品 240</p> <hr style="width: 100%;"/> <p style="text-align: right;">計 311</p>	<p>1. 有形固定資産より控除した減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">百万円</p> <p>    建物 72</p> <p>    器具・備品 210</p> <hr style="width: 100%;"/> <p style="text-align: right;">計 282</p>
<p>2. 担保等に供されている資産</p> <p style="text-align: right;">百万円</p> <p>    現金(短期差入保証金) 1,527</p>	<p>2. 担保等に供されている資産</p> <p style="text-align: right;">百万円</p> <p>    現金(短期差入保証金) 1,840</p>
<p>3. 関係会社に対する債権</p> <p style="text-align: right;">百万円</p> <p>    預金 6,201</p> <p>    長期差入保証金 10</p> <p>    前払費用 1</p>	<p>3. 関係会社に対する債権</p> <p style="text-align: right;">百万円</p> <p>    預金 3,403</p> <p>    長期差入保証金 10</p> <p>    前払費用 1</p>
<p>4. 関係会社に対する債務</p> <p style="text-align: right;">百万円</p> <p>    短期借入金 3,900</p> <p>    未払費用 50</p>	<p>4. 関係会社に対する債務</p> <p style="text-align: right;">百万円</p> <p>    短期借入金 3,000</p> <p>    未払費用 88</p>

## (損益計算書関係)

2018年3月期				2019年3月期			
1. トレーディング損益の内訳				1. トレーディング損益の内訳			
	実現損益	評価損益	計		実現損益	評価損益	計
	百万円	百万円	百万円		百万円	百万円	百万円
株券等	2	—	2	株券等	21	—	21
債券等	1,339	0	1,339	債券等	2,258	0	2,258
その他	—	—	—	その他	—	—	—
計	1,341	0	1,341	計	2,280	0	2,280
2. 金融収益の内訳				2. 金融収益の内訳			
			百万円				百万円
信用取引収益			324	信用取引収益			310
受取債券利子			0	受取債券利子			0
受取利息			1	受取利息			1
その他			99	その他			103
計			425	計			414
3. 金融費用の内訳				3. 金融費用の内訳			
			百万円				百万円
信用取引費用			54	信用取引費用			40
支払利息			10	支払利息			12
その他			90	その他			87
計			154	計			140
4. 取引関係費の内訳				4. 取引関係費の内訳			
			百万円				百万円
支払手数料			956	支払手数料			840
取引所・協会費			10	取引所・協会費			11
通信・運送費			269	通信・運送費			283
旅費・交通費			20	旅費・交通費			26
広告宣伝費			19	広告宣伝費			32
交際費			5	交際費			6
計			1,282	計			1,200
5. 人件費の内訳				5. 人件費の内訳			
			百万円				百万円
役員報酬			64	役員報酬			57
従業員給料			1,293	従業員給料			1,432
歩合外務員報酬			—	歩合外務員報酬			—
その他の報酬			33	その他の報酬			40
福利厚生費			232	福利厚生費			223
賞与引当金			138	賞与引当金			113
計			1,762	役員賞与引当金			3
				計			1,870



2018年3月期		2019年3月期	
6. 不動産関係費の内訳		6. 不動産関係費の内訳	
	百万円		百万円
不動産費	300	不動産費	284
器具・備品費	127	器具・備品費	137
計	428	計	422
7. 事務費の内訳		7. 事務費の内訳	
	百万円		百万円
事務委託費	540	事務委託費	510
事務用品費	21	事務用品費	25
計	561	計	535
8. 租税公課の内訳		8. 租税公課の内訳	
	百万円		百万円
法人事業税	65	法人事業税	60
事業所税	4	事業所税	4
消費税他	9	消費税他	13
計	79	計	77
9. その他の販売費・一般管理費の内訳		9. その他の販売費・一般管理費の内訳	
	百万円		百万円
図書費	8	図書費	7
水道光熱費	27	水道光熱費	24
その他	16	その他	33
計	51	計	51
10. 法人税、住民税及び事業税の内訳		10. 法人税、住民税及び事業税の内訳	
	百万円		百万円
法人税	267	法人税	166
住民税	59	住民税	43
法人事業税	41	法人事業税	24
計	368	計	235

(株主資本等変動計算書関係)

【2018年3月期】

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 の株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 の株式数(株)
普通株式	2,000	—	1,000	1,000
A種類株式	500	—	500	—

2. 自己株式の数に関する事項

2017年6月1日にウツミ屋証券株式会社が保有する当社株式を取得し、消却しました。

- 1) 消却した株式の種類と数量 普通株式 1,000株およびA種類株式 500株
- 2) 消却した株式の総額 金 50億5,000万円

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2018年6月28日開催の第11期定時株主総会において、次のとおり決議しました。

- ① 配当金の総額 337,500,000円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 337,500円
- ④ 基準日 2018年3月31日
- ⑤ 効力発生日 2018年6月29日

(注) 剰余金の配当は、普通株式 1,000株を対象としております。

【2019年3月期】

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 の株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 の株式数(株)
普通株式	1,000	—	—	1,000

2. 自己株式の数に関する事項

該当事項はありません。

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2019年6月26日開催の第12期定時株主総会において、次のとおり決議しました。

- ① 配当金の総額 257,000,000円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 257,000円
- ④ 基準日 2019年3月31日
- ⑤ 効力発生日 2019年6月27日

## 2. 借入金の主な借入先及び借入金額

(単位：百万円)

区 分	借 入 先	2018年3月期	2019年3月期
短期借入金	株式会社広島銀行	3,900	3,000
信用取引借入金	ウツミ屋証券株式会社	3,900	—
信用取引借入金	株式会社だいこう証券ビジネス	—	2,042
借 入 金 合 計		8,328	5,042

## 3. 保有有価証券の状況(トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く。)の取得価額、時価及び評価損益

該当事項はありません。

## 4. デリバティブ取引の状況(トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く。)の契約価額、時価及び評価損益

該当事項はありません。

## 5. 財務諸表に関する監査法人等による監査の有無

第12期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人による監査を受けております。

## IV. 管理の状況

### 1. 内部管理の状況の概要

業務の適正を確保するための体制の整備を継続的に図っております。

また円滑な経営執行及び監視体制を構築するためには、積極的なディスクロージャーが不可欠であるとの認識のもと、適時・適切な情報開示に努めるとともに、経営の公正性・透明性の確保と経営の効率化を目標とし、コーポレート・ガバナンス体制の構築に努めております。

当社では、コンプライアンスの具体的実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を半期ごとに策定し、これに沿って法令諸規則等の遵守や内部管理の充実を図っています。

また、当社のすべての業務部門から独立した社長直属の組織として監査部を設置し、当社の管理体制が適切かつ有効に機能しているか、について検証・評価し、必要に応じて改善に向けた提言を行っています。

さらに、取り巻くリスク及び重要な懸案事項に迅速かつ的確に対処するため、並びに、売買に関する指導や是正、適合性の原則・法令遵守の徹底と証券事故・顧客トラブル等の未然防止を図ることを目的として「リスク管理委員会」を設置し、毎月1回開催

しております。また、それと合わせて、当社の業務に関する法令違反等の不祥事を未然に防ぐための「内部通報制度」(コンプライアンス・ホットライン)を導入しております。

〈お客さまからのご相談、苦情等への対応について〉

① お客さまからの相談、苦情に対する具体的な取扱い方法

お客さまからのご相談、苦情等については、お客さまの立場を尊重し、迅速、誠実かつ公平にその解決を図ることを基本としております。当社では原則としてコンプライアンス部および営業店が窓口となって問題の解決に当たり、お客さまの申し出を十分確認したうえで、中立的な立場で調査を行い、調査結果については速やかにお客さまに報告することとしております。

また、苦情等の社内報告体制については、お客さまからの苦情等を受付けた場合は、遅滞なくその概要をコンプライアンス部に報告し、速やかに関連部署は苦情等の解決に努める適切な処置を講じることにしております。コンプライアンス部は苦情等の発生、処理状況、対策等について適宜、営業部門、内部管理統括責任者又は役員会等に報告することとし、重要案件については速やかに内部管理統括責任者および社長に報告することとしております。

② 金融ADR制度への対応

お客さまは、当社及び当社を所属金融取引業者とする金融商品仲介業者が提供する商品・サービスに関する苦情の処理・紛争の解決について、特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(Financial Instruments Mediation Assistance Center (F I N M A C (フィンマック)))にお問合わせいただくこともできます。

・ お客さまからの苦情等の解決のために講じている措置

当社は、第一種金融商品取引業に関する苦情及び紛争の解決について、2011年4月1日付にて金融商品取引法に規定する指定紛争解決機関として指定を受けたF I N M A Cと手続実施基本契約を締結しております。

2. 分別管理等の状況

(1) 金融商品取引法第43条の2の規定に基づく分別管理の状況

①顧客分別金信託の状況

(単位：百万円)

項 目	2018年3月31日現在の金額	2019年3月31日現在の金額
直近差替計算基準日の顧客分別金必要額	7,907	10,052
期末日現在の顧客分別金信託額	8,100	10,150
期末日現在の顧客分別金必要額	9,812	9,265

## ②有価証券の分別管理の状況

### イ 保護預り有価証券

有価証券の種類	2018年3月31日現在		2019年3月31日現在	
	国内証券	外国証券	国内証券	外国証券
株 券	388,589千株	10,377千株	373,544千株	10,417千株
債 券	14,428百万円	171,965百万円	20,369百万円	187,007百万円
受益証券	234,359百万口	1,331百万口	223,887百万口	1,206百万口
そ の 他	—	—	—	—

### ロ 受入保証金代用有価証券

有価証券の種類	2018年3月31日現在	2019年3月31日現在
	数 量	数 量
株 券	13,345千株	12,049千株
債 券	0百万円	0百万円
受益証券	3,310百万口	2,442百万口
そ の 他	—	—

### ハ 管理の状況

当社は、金融商品取引法、日本投資者保護基金、金融商品取引所、日本証券業協会等の諸規則に基づき、以下のとおり「顧客資産の分別管理」を行っており、お客さまのお預り資産を確実に保全しております。

- ・ 「顧客資産の分別管理に関する法令遵守の監査」について

当社は、金融商品取引法第43条の2第3項の規定に基づき、お客さま資産の分別管理の状況に係る分別管理監査（保証）として、有限責任あずさ監査法人による、日本公認会計士協会の定める業種別委員会実務指針第54号「金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務に関する実務指針」に準拠した「顧客資産の分別管理に関する法令遵守の監査」を依頼し、2019年6月28日に、2019年3月31日現在において当社は、法令を遵守して顧客資産を分別管理していたという旨の経営者の主張（経営者報告書）が、全ての重要な点において法令及び規則に準拠して記載されているものと認める主旨の保証報告書（分別管理監査報告書）を受領しております。

・お預り金銭について

当社は、当社を委託者とし、当社の顧客を元本の受益者として次のとおり顧客分別金信託に係る信託契約を締結しております。なお、下記差替基準日が休業日の場合は前営業日に繰り上げて計算し、差替日が休業日の場合は翌営業日に繰り下げて差し替えることとしております。

受託者	差替基準日	差替日	信託の種類	信託の対象
三井住友信託銀行株式会社	毎週金曜日	差替基準日の翌日から起算して3営業日	合同運用指定金銭信託	顧客分別金必要額は三井住友信託銀行へ信託。

・お預り有価証券について

当社は、お客様との取引に関してお客様から預託を受けた有価証券及びお客様の計算に属する有価証券について、次の各号に定める方法により、当社固有の有価証券と分別して確実かつ整然と管理しております。

有価証券の種類	会社の管理形態
国内上場株式、上場投信、転換社債型新株予約権付社債券、投資証券、受益証券及び出資証券	原則として株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）において、帳簿等により当社の固有財産である有価証券その他の顧客有価証券以外の有価証券（以下「固有有価証券」という。）と顧客有価証券とを区分管理し、混蔵して保管しています。顧客有価証券については、当社の帳簿等により各顧客の持分が直ちに判別できるよう管理しています。ただし、顧客の申し出等により機構へ再寄託しない国内上場株券等については、保管委託先である株式会社だいこう証券ビジネスにおいて、固有有価証券等の保管場所と明確に区分し、顧客有価証券についてどの顧客の有価証券であるかが直ちに判別できる状態で保管管理しています。 また、顧客有価証券について、顧客の指示により転換社債型新株予約権付社債券の新株予約権の行使等のため、発行会社等へ提供したものについては、当該銘柄、数量及び提供先が委任顧客毎に直ちに把握できるよう当社の帳簿等により適宜管理しています。
国内上場外国株券	原則として機構において帳簿等により固有有価証券等と顧客有価証券とを区分し、管理又は混蔵して保管しています。顧客有価証券については、当社の帳簿等により各顧客の持分が直ちに判別できるように管理しています。
社債等の振替に関する法律に基づく振替決済制度において取	国債については、社債等の振替に関する法律の規定に基づき日本銀行において、固有有価証券等と顧客有価証券の口座を明確に区分し、顧客有価証券については、当社の振替口座簿により、各顧客の持分を

り扱う社債等	<p>直ちに判別できる状態で管理しています。</p> <p>社債等（国債を除く。）については、社債等の振替に関する法律の規定に基づき、短期社債及び一般債は三菱UFJ銀行、投資信託受益権、株式、新株予約権付社債、新株予約権、投資口及び優先出資は機構において、固有有価証券等と顧客有価証券の口座を明確に区分し、顧客有価証券については、当社の振替口座簿により、各顧客の持分を直ちに判別できる状態で管理しています。</p>
転換社債型新株予約権付社債、有価証券以外の国内債券及び新株予約権証券等	<p>原則として機構において固有有価証券等と顧客有価証券の保管場所を明確に区分し、顧客有価証券に係る各顧客の持分が当社の帳簿等により直ちに判別できる状態で保管しています。ただし、大券で発行された証券及び株式ミニ投資など、単一券面を自己と顧客とが共有することとされており、固有有価証券分と顧客有価証券分について明確に保管場所の区分ができないものについては、当社の帳簿等により、その保管場所を明らかにするとともに、固有有価証券分と顧客有価証券分とを区分し、顧客有価証券に係る各顧客の持分が直ちに判別できるよう管理しています。</p>
投資信託受益証券	<p>原則として機構において、混蔵して保管しています。この場合において、固有有価証券等と顧客有価証券の保管場所を明確に区分し、顧客有価証券に係る各顧客の持分が当社の帳簿等により直ちに判別できる状態で管理しています。ただし、単一券面を自己と顧客とが共有することとなった場合など、固有有価証券部分と顧客有価証券部分について明確な保管場所の区分が出来ないものについては、当社の帳簿等により、その保管場所を明らかにするとともに、固有有価証券分と顧客有価証券分とを区分し、顧客有価証券に係る各顧客の持分が直ちに判別できるよう管理しています。</p>
累積投資商品	<p>累積投資契約に基づき、単一券面を当社と当社の顧客とが共有し混蔵して保管することとされている株券、債券及び受益証券等は、当社の帳簿等によりその保管場所を明らかにし、且つ他の有価証券と区分して保管しています。この場合において、当社の帳簿等により、固有有価証券等と顧客有価証券とを区分し、顧客有価証券に係る各顧客の持分が直ちに判別できるように管理しています。</p>
海外の保管機関等で保管されている有価証券	<p>海外の保管機関等において、口座区分などの方法により、固有有価証券等と顧客有価証券とを区分させ、顧客有価証券に係る各顧客の持分は、当社の帳簿等により直ちに判別できる状態で保管しています。ただし、海外保管機関等において顧客有価証券に係る持分が判別できる状態で保管又は管理させることができない場合には、当社の帳簿等により、固有有価証券分と顧客有価証券分とを区分し、顧客有価証券に係る各顧客の持分が直ちに判別できるよう管理しています。</p>
上記以外の有価証券	<p>当社の金庫において、固有有価証券と顧客有価証券とを区管理し、</p>

	顧客有価証券については、どの顧客の有価証券であるかが直ちに判別できるような状態で保管管理しています。
--	--

(3) 金融商品取引法第 43 条の 2 の 2 の規定に基づく区分管理の状況

該当事項はありません。

(4) 金融商品取引法第 43 条の 3 の規定に基づく区分管理の状況

① 法第 43 条の 3 第 1 項の規定に基づく区分管理の状況

該当事項はありません。

② 法第 43 条の 3 第 2 項の規定に基づく区分管理の状況

該当事項はありません。

## V. 連結子会社等の状況に関する事項

1. 当社及びその子会社等の集団の構成

該当事項はありません。

2. 子会社等の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、資本金の額、事業の内容等

該当事項はありません。

以 上

「業務及び財産の状況に関する説明書」の記載金額は、単位未満の端数を切り捨てて表示しております。